

事 務 連 絡
令和5年10月19日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い
について」等にかかる疑義解釈資料の送付について

令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等については、
「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについ
て」（令和5年9月15日付け厚生労働省医療課事務連絡）及び「令和5年秋以降の新型コロ
ナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令
和5年9月15日付け保険局医療課事務連絡。以下「9月15日施設基準事務連絡」という。）
において示したところであるが、これらに記載された内容等について、別添のとおり疑義解
釈を取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹
底を図られたい。

調剤報酬点数表関係

問○ 「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 9 月 15 日保険局医療課事務連絡。以下、「9 月 15 日事務連絡」という。）の調剤報酬点数表 1. ③に示される服薬管理指導料の「4 のイ」又は「4 のロ」、及び 2. ①②に示される在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合、書面による請求を行う保険薬局の診療報酬明細書等の記載等については、どのような取扱いとなるか。

(答) 書面による請求を行う保険薬局において、調剤行為名称を記載する場合においては、次に示す略号を用いて差し支えない。なお、その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）によること。

調剤行為名称	略号
9 月 15 日事務連絡に示す服薬管理指導料 4 を算定した場合：3 月以内に再度処方箋を持参した患者（手帳あり）（特例）	薬オコ A
9 月 15 日事務連絡に示す服薬管理指導料 4 を算定した場合：3 月以内に再度処方箋を持参した患者（手帳なし）（特例）	薬オコ B
9 月 15 日事務連絡に示す服薬管理指導料 4 を算定した場合：3 月以内に再度処方箋を持参した患者以外（特例）	薬オコ C
9 月 15 日事務連絡に示す在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料（特例）	緊訪オコ